

林業・木材産業者が活用できる支援（1 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
経営の継続に向けた取組を支援	<p>【経営継続補助金】 ※申請の受付は終了しました 農林漁業者が行う、 （1）農協、森林組合、漁協等「支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む<u>経営の継続に向けた取組</u>を支援 ① 国内外の販路の回復・開拓 ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換 ③ 円滑な合意形成の促進等 ※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。</p> <p>（2）事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策</p>	<p>支援対象： 農林漁業者（個人及び法人） ※常時従業員数が20人以下のもの 補助率： （1）3/4（補助上限額は100万円（共同申請の場合は、1,000万円）） （2）定額（（1）の補助額が上限。ただし50万円まで（共同申請の場合は、500万円まで））</p>	<p>林野庁経営課 TEL：03-6744-2286</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
木材の利用促進	<p>【国産農林水産物等販売促進緊急対策】 ※申請の受付は終了しました 公共施設等の木造化・木質化等を支援</p>	<p>支援対象：民間団体等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体</p>	<p>林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2120</p> <p>もっと知りたい 紹介動画 実施要綱・要領</p>
原木の一時保管に要する費用の支援	<p>【輸出原木保管等緊急支援事業】 ※申請の受付は終了しました 滞留している輸出や国内工場向け原木の一時保管費用等を支援</p>	<p>支援対象：林業経営体等 補助率：定額 事業実施主体：（一社）全国木材組合連合会</p>	<p>林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292</p> <p>もっと知りたい もっと知りたい（詳細） 紹介動画</p>


林業・木材産業者が活用できる支援（2 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
大径原木加工施設の整備	<p>【大径原木加工施設整備緊急対策】</p> <p>※申請の受付は終了しました</p> <p>行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援</p>	<p>支援対象：木材関連事業者等</p> <p>補助率：定額（1/2以内）</p> <p>事業実施主体：都道府県</p>	<p>林野庁木材産業課</p> <p>TEL：03-6744-2290</p> <p>もっと知りたい</p>
金融支援	<p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>支援対象：林業者等</p> <p>事業実施主体：（株）日本政策金融公庫、全国木材協同組合連合会、（独）農林漁業信用基金</p>	<p>林野庁企画課</p> <p>TEL：03-3502-8037</p> <p>（1）第1次補正</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p> <p>（2）第2次補正</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
持続化給付金	<p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で<u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u></p>	<p><u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u></p>	<p>経済産業省</p> <p>中小企業金融・給付金相談窓口</p> <p>TEL：0570-78-3183</p> <p>もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット</p> <p>紹介動画（基本情報編）</p> <p>【個人向け】 申請要領</p> <p>【法人向け】 申請要領</p> <p>紹介動画 紹介動画</p> <p>【申請ページ】</p> <p>申請ページ</p>

林業・木材産業者が活用できる支援（3 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）の休業等については下記も適用（緊急対応期間については、令和3年2月末まで延長予定）</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日（令和3年2月末まで延長予定））までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>▶もっと知りたい（農業経営者の皆様へ） ▶もっと知りたい（林業経営者の皆様へ）</p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p> <p>▶ 厚生労働省 プレスリリース</p>
林業の雇用維持のための保育間伐等に対する支援	<p>【林業・木材産業成長産業化促進対策】 原木生産を伴わない森林施業（植林、下刈り、除伐、保育間伐、衛生伐、作業道整備）等に対し定額で支援（最大日当1万5千円程度）</p>	<p>支援対象：意欲と能力のある林業経営体、育成経営体等</p>	<p>林野庁整備課 TEL：03-3502-8065</p> <p>▶ 紹介動画</p>

林業・木材産業者が活用できる支援（4 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して<u>助成（令和2年2月27日から令和2年12月31日まで）</u> ※適用期間は、令和3年2月末まで延長予定</p>	<p>支給額：<u>休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u> （令和2年2月27日から3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円 （令和2年4月1日から12月31日（令和3年2月末まで延長予定）までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
休業した労働者への支援	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。 （令和2年4月1日から12月31日までの休業に適用） ※適用期間は、令和3年2月末まで延長予定</p>	<p>支給額： <u>休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × 休業実績</u></p> <p>1日当たり支給額上限： 11,000円</p>	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間（月曜～金曜）8:30～20:00 （土日祝）8:30～17:15</p> <p>もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
地代・家賃の負担を軽減し、事業継続を下支えするための支援	<p>【家賃支援給付金】 テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で5月～12月において、以下のいずれかに該当する者 ・<u>いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少</u> ・<u>連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少</u></p>	<p>給付額は、申請時の直近支払家賃月額に基づき算出される給付月額の6倍（6ヶ月分） 給付率：2/3 給付上限額：法人50万円／月 個人事業者25万円／月 ※（法人）支払家賃月額が75万円／月を超える場合、給付率1/3で最大50万円追加給付 （個人事業者）支払家賃月額が37.5万円を超える場合、給付率1/3で最大25万円追加給付</p>	<p>中小企業庁総務課 TEL：03-3501-1768</p> <p>もっと知りたい</p>